

松本市公告第 41号

令和6年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和6年 4月 9日

松本市長 臥雲 義尚

1 業務概要

(1) 業務名称

令和6年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務

(2) 業務内容

別紙「令和6年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務仕様書」のとおり

2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 企画提案参加者の資格

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

4 募集要項等関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

## 5 参加表明書提出の手続き

- (1) 提出期限  
令和6年4月22日（月）正午時まで（必着）
- (2) 提出書類（各1部）
  - ア 参加表明書（様式4）
  - イ 誓約書（様式5）
  - ウ 添付書類

## 6 質問の受付と回答

- (1) 受付期限  
令和6年4月15日（月）正午まで
- (2) 提出方法  
所定の書面（様式7）により電子メールにて提出すること。  
※提出先メールアドレス:kankou@city.matsumoto.lg.jp
- (3) 質問への回答  
令和6年4月17日（水）※予定

## 7 提案書の提出

- (1) 提出期限  
令和6年5月16日（木）正午まで（必着）
- (2) 提出書類
  - ア 提案書 正本1部（社名入り）、複製10部（社名無し）
  - イ 提案書類提出書（様式1）
  - ウ 本業務に関する提案見積書（様式2及び内訳書（様式任意））  
※見積書の作成にあたっては、適用する消費税率に留意すること
  - エ 業務実施スケジュール（様式任意）
  - オ 業務協力予定書（様式3）  
※共同提案を予定している場合のみ

## 8 審査会

本プロポーザル実施及び選定等に関する審議は、次に示す審査会で行います。

- (1) 名称  
令和6年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務企画競争実施委員会
- (2) 審査方法  
書類審査及びプレゼンテーション審査により、提案内容を得点化し、合計得点が最も高い者1者を選定する。  
なお、全参加者の技術評価点が基準点（審査員の技術評価合計点の7割）未満だった場合は失格とし、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。
- (3) プレゼンテーション審査日  
令和6年5月31日（金）※予定

## 9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記3参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が、業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不相当であると認めた場合

## 10 契約に関する事項

交渉権第1位に選定された者を本業務の委託候補者として契約の締結交渉を行います。なお、交渉権第1位に認定された者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された者と交渉を行うものとします。

### 11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案書等の修正または変更は一切認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めません。
- (5) 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがあります。
- (6) 企画提案書等は、選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (7) 提出書類の著作権は参加申請者に帰属しますが、本件の選定の公表等に必要な場合には、松本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとします。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合があります。

### 12 問合せ先

担 当 松本市文化観光部観光プロモーション課 飯瀨

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

メール kankou@city.matsumoto.lg.jp